

災害廃棄物処理の進捗状況

平成 24 年 6 月 29 日

環境省

1. 災害廃棄物推計量の見直し

岩手県・宮城県において、災害廃棄物推計量の見直しが行われ、県内における最大限の処理を前提に、広域処理必要量の精査も行われた。これを受けて、環境省において全体推計量と処理状況の見直しを行った（平成 24 年 5 月 21 日公表）。

《岩手県、宮城県の見直し結果》【別添 1】

岩手県：全体量 530 万 t うち広域処理必要量 120 万 t
宮城県：全体量 1150 万 t うち広域処理必要量 127 万 t

2. 災害廃棄物処理の進捗

災害廃棄物の処理は着実に進捗しており、平成 24 年 6 月 22 日現在、約 1,556 万 t（83%）の災害廃棄物が仮置場へ搬入済み、約 329 万 t（17.5%）の処理・処分が完了している。特に宮城県の仮設焼却施設等が順次稼働しつつあるところ、今後、被災地における処理の一層の加速化が見込まれる。

《3 県沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況》

	仮置場への搬入状況	処理・処分状況	備考
第 1 回会合報告	74%	6.7%	H24.3.12 現在
第 2 回会合報告	76%	8.8%	H24.4.16 現在
今回報告	83%	17.5%	H24.6.22 現在

《仮設焼却施設の稼働状況》

岩手県：2 基稼働予定のうち、2 基稼働中
宮城県：29 基稼働予定のうち、9 基稼働中、8 基試運転中
（平成 24 年 8 月末までに 29 基中 22 基が稼働予定）

総理の協力要請を受け、広域処理も着実な拡がりを見せており、前回会合（平成 24 年 4 月 17 日）以降、1 都 6 県において 9 件の本格処理が新たに開始され、1 都 1 府 4 県において 6 件の本格処理が新たに表明された（詳細は資料 2 参照）。

災害廃棄物の再生利用についても、公共工事における再生資材の活用促進の指針を示すとともに、海岸防災林等における再生資材の利用の具体化が図られてきている（詳細は資料 3 参照）。

3. 災害廃棄物処理の全体計画の策定

岩手県・宮城県においては、それぞれ災害廃棄物処理の実行計画を定め、具体の処理・再生利用を進めているところであるが、上記の進捗を踏まえた、より具体的な全体計画を概ね 7 月中を目途に定めることとし、その中で、中間段階（本年度末）の目標を設定して、その達成に向け毎月の進捗管理を実施する方針。

災害廃棄物推計量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進(概要)

災害廃棄物推計量の見直し結果及び処理状況

H24.5.21 環境省

岩手県・宮城県における見直し結果を受けて、環境省において全体推計量と処理状況の見直しを実施。その結果、両県における災害廃棄物推計量は約530万トン、約1,150万トン、仮置場への搬入率は78%、81%、処理・処分割合は11.3%、18.4%となった。

	災害廃棄物推計量 (見直し前)⇒(見直し後)	仮置場への 搬入率(%)	処理処 割合(%)
岩手県	約480万トン⇒約530万トン(約12年分)	78	11.3
宮城県	約1,570万トン⇒約1,150万トン(約14年分)	81	18.4

見直しの背景

- ①市町村による災害廃棄物の一次仮置場への搬入がほぼ完了し、なお解体が必要な被災家屋等の見込みが明らかになりつつある
- ②海に流出した災害廃棄物の引き揚げ見込みが明らかになった
- ③広域処理の具体化にあたり、より詳細な種類別処理量の精査が必要である

岩手県における増加要因

- ・津波堆積物の混入を計上
- ・海から引き揚げられた災害廃棄物を計上
- ・解体の見込みが明らかになった大型建築物等の解体量を計上

宮城県における減少要因

- ・当初推計のうち、相当数の家屋が海に流出
- ・解体をせずに補修する家屋等が相当数発生
- ・市町村による独自処理の実施

広域処理推進の方針

最大限県内処理を図ってもなお岩手県約120万トン、宮城県約127万トンの広域処理が必要。この結果を受けて、本日、両県より環境大臣宛、広域処理への協力要請を受けたところ。

最優先で広域処理の実現を図る自治体を示した従来の方針にしたがって、今回の見直し結果に基づき、廃棄物の種類ごとにきめ細やかな調整を実施。

- ・既に数量を示して協力要請を実施した自治体の多い岩手県の木くず・可燃物については、これらの調整を確実に進めることにより、早期に全体の見通しを明らかにする。
- ・処理先の目処が立っていないものが多い宮城県については、最優先で広域処理の実現を図る自治体との調整を進めるとともに、条件に応じて他の自治体とも調整。
- ・両県の不燃物については公共工事における再生利用促進方策を整理し、県内再生利用の拡充を図るとともに、必要に応じ追加的な広域処理の調整を図る。

● 広域処理必要量(万トン)

(見直し前)⇒(見直し後)

	木くず	可燃物	不燃物	合計
岩手県	47 ⇒ 18	3 ⇒ 12	7 ⇒ 90	57 ⇒ 120
宮城県	73 ⇒ 44	132 ⇒ 31	139 ⇒ 39	344 ⇒ 127
合計	120 ⇒ 62	135 ⇒ 43	146 ⇒ 129	401 ⇒ 247

※可燃物については、可燃系混合物、プラスチック、畳、漁具・漁網等を含む。

● 広域処理要請量等

青森県：11.6万トン、秋田県：13.5万トン、山形県：15.0万トン、群馬県：8.3万トン、埼玉県：5.0万トン、東京都(協定)：50万トン、神奈川県：12.1万トン、静岡県7.7万トン、大阪府18.0万トン

依然として、広域処理受入量が不足しており、引き続き、広域処理を推進。